

牧之原市自治基本条例推進会議への諮問について

市では、「牧之原市自治基本条例推進会議」に対して、「(仮称) 牧之原市市民参加条例」の制定に向けた諮問を行いました。

1 目的

昨年 10 月に市民一人ひとりの思いが生かされる牧之原市の実現を目指し、牧之原市自治基本条例を施行しました。

今回、条例の実効性を確保するための制度のひとつとして、市民が市政に参加する基本的な事項を定めた制度整備を推進するため、諮問するものです。

2 諮問日

平成 24 年 9 月 27 日 (木)

3 諮問対象

牧之原市自治基本条例推進会議 (会長 小野寺 郷子 氏)

4 諮問事項

(1) 別紙「(仮称) 牧之原市市民参加条例骨子」を素案要綱として取りまとめること。

(2) 同条例の制定に向けての提言を行うこと。

5 牧之原市自治基本条例推進会議

自治基本条例の適切な運用や普及、見直しに関して調査や審議を行うことを目的として、平成 24 年 6 月 28 日に設置。

1. 前文

2. 目的

自治基本条例第1条に定める目的に基づき、市民が市政に参加するための基本的事項を定め、協働のまちづくりの推進

情報共有の原則・・・※自治基本条例第3条

市民参加の原則・・・※自治基本条例第6条

参加機会の保障・・・※自治基本条例第8条

市民参加の権利・・・※自治基本条例第7条



3. 用語解説(定義)

自治基本条例第2条の定義に準じて規定

4. 市民の責務

例：市民は、まちづくりの主体者であることを認識し、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つとともに、市民相互の連帯及び責任に基づき、互いの意見及び行動を尊重しなければならない。(自治基本条例第11条)

5. 市の責務

例：・市民の知る権利を保障するとともに、十分な説明責任を果たす (自治基本条例第3条第3項)
・まちづくりに必要な情報を分かりやすく市民に提供 (自治基本条例第4条)
・参加の機会を多様に提供 (自治基本条例第6条)
・表明された意見や提案を適切に市の仕事へ反映 (自治基本条例第8条)

6. 市民参加の対象

自治基本条例第15条第3項でいう「総合計画その他の重要な計画」を具体的に規定

7. 市民参加の方法

8. 市民参加の実施

9. 提出された意見等の取扱い

10. 公表・情報提供の方法

11. 市民投票

自治基本条例第10条でいう「市民投票条例」を具体的に規定

【個別手法】

市民アンケート
パブリックコメント
審議会・委員会

(自治基本条例第9条でいう「広く市民の意見が反映されるよう」を具体的に規定)

ワークショップ・男女協働サロン
住民説明会
意見交換会
その他の手法

市民参加方法の制度設計

12. 推進・評価機関

自治基本条例第27条でいう「自治基本条例推進会議」を具体的に規定

13. 条例の見直し

自治基本条例第18条でいう「推進会議に諮問」を具体的に規定

14. 委任

この条例で定めるもののほか、必要な事項は市規則等で規定